**１　公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要**

（１）北部大阪都市計画道路の変更

　北部大阪都市計画道路のうち、３・４・２１１－９号大阪高槻京都線は、大阪府と京都府を結ぶ幹線道路の一部区間を構成する路線である。

　本路線について、交通安全の確保の観点や社会情勢の変化を踏まえ計画内容を見直した結果、一部区間について交差点部の幅員変更を行うものである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象市名 | 名称 | 変更区域 | 変更内容 |
| 茨木市 | ３・４・２１１－９号  大阪高槻京都線 | 茨木市西河原二丁目、西河原三丁目、三島丘一丁目及び東太田一丁目地内 | 一部区間の幅員の変更 |

２　公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

（１）掲示場所

|  |  |
| --- | --- |
| 市役所 | 府庁 |
| 茨木市都市整備部都市政策課 | 都市整備部都市計画室  計画推進課 |

（２）掲示期間

　　平成３１年１月８日（火）から平成３１年１月２２日（火）まで